

令和8年度 徳島市創業促進事業補助金 徳島市で創業する人を応援します！

本市は創業を促進し、地域経済の活性化や雇用拡大につながる事業を新たに徳島市内で創業する人を対象に、創業に係る経費の一部を補助します。

募集期間:令和8年4月14日(火)~6月12日(金)まで

補助 対象者

市内で創業または、主たる事業所を開業する者で、次の(1)から(7)の全ての要件を満たすことが必要です。

(1) 申請日において、創業後3年を経過していない者

【個人事業主の場合】

- 申請日において、本市に住民登録がある者
- 創業予定の場合は、当該年度の年末までに創業する者
- 本市で事業を営む者
- 個人の事業又は法人の事業を引き継ぐ(事業承継)場合や事業譲渡の場合は、当該事業以外の新たな事業を開始する者

【法人(会社)の場合】

- 法人登記を行う場合であって、創業予定の場合は、当該年度の年末までに創業する者
- 本市に本店又は主たる事業所を有する者であって、本市で事業を営む者
- 個人の事業又は法人の事業を引き継ぐ(事業承継)場合や事業譲渡の場合は、当該事業以外の新たな事業を開始する者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 徳島市創業支援等事業計画における認定連携支援事業者等に相談の上、申請書を提出する者

(4) 過去にこの補助金を受けていない者

(5) 補助事業完了後、1年以上事業を継続する意志がある者

補助 金額

経費項目	上限額	補助率
■創業に必要な官公庁への申請書類の作成等に係る費用 ■広報活動費 ■店舗等借入費 ※創業後1年未満の事業者 ■設備費 ※購入自体を主たる目的とするものは対象外 ※設備費のみの申請は不可	30万円	3分の2以内

注意 事項

※申請書類の不備・不足がある場合、受理できませんので、日数に余裕を持ってご提出ください。

応募期間内に、申請に係るすべての書類をご提出いただく必要があります。

※補助金交付の対象は、交付決定を受けた日以降の契約・発注により発生した支払いを対象とします。

※申請に際しては、本補助金の要領をよくご確認ください。

申請様式や補助金交付要領など、詳しくは市ホームページで
ご確認ください。

徳島市 創業補助金

検索



<問い合わせ先・申請窓口>

徳島市役所 経済部

経済政策課

創業担当 (Tel : 088-621-5225)

Email : keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp